

通知預金規定（通帳式）

通知預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱いします。

なお、印鑑届は通帳単位としますので、通知預金通帳内の預金口座番号は同一になります。

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

1（預入れの最低金額）

この預金の預入れは1口5万円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2（預金の支払時期等）

（1）この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（2）この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（2）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金の付利単位は1万円とします。

5（預金の解約）

（1）この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

（2）解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

以 上
(2020.4.1)